

第2 沿革

平成13年 4 月	福祉保健部保健衛生課に保健所準備班を設置 企画部企画課に中核市対策班を設置
平成14年 4 月	関係部署への市職員派遣研修を開始 岡崎保健所 事務 1 人、薬剤師 1 人、獣医師 2 人、保健師 1 人 西尾保健所 臨床検査技師 1 人 愛知県庁 事務 1 人、薬剤師 1 人、獣医師 1 人
平成14年 5 月	5 月臨時市議会にて「中核市の指定申し出」議案が賛成多数で可決
平成14年 5 月	愛知県知事に「中核市の指定申し出の同意申出書」を提出
平成14年 7 月	愛知県から「中核市指定の申出に対する同意書」を受領
平成14年 8 月	総務大臣へ中核市指定の申出
平成14年11月	岡崎市を中核市に指定する政令が公布
平成14年12月	「岡崎市保健所の設置等に関する条例」、 「岡崎市結核診査協議会条例」、 「岡崎市感染症診査協議会条例」、 「岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、 「岡崎市食品衛生に係る営業の基準に関する条例」の制定
平成15年 3 月	「岡崎市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例」、 「岡崎市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例」、 「岡崎市保健所の設置等に関する条例施行規則」、 「岡崎市医療法施行細則」、 「岡崎市臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則」、 「岡崎市母子保健法施行細則」、 「岡崎市旅館業法施行細則」、 「岡崎市公衆浴場法施行細則」、 「岡崎市興行場法施行細則」、 「岡崎市理容師法施行細則」、 「岡崎市美容師法施行細則」、 「岡崎市クリーニング業法施行細則」、 「岡崎市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」、 「岡崎市水道法施行細則」、 「岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」、 「岡崎市化製場等に関する法律施行細則」、 「岡崎市栄養改善法施行細則」、 「岡崎市食品衛生規則」、 「岡崎市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則」、 「岡崎市食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律施行細則」の制定 「岡崎市事務委任規則」、 「岡崎市児童福祉法施行細則」の全部改正 「岡崎市狂犬病予防法施行細則」の一部改正
平成15年 3 月	愛知県と事務引継書の締結
平成15年 4 月	中核市移行に伴い、岡崎市保健所を設置し、市職員61人、愛知県派遣職員21人、計82人で業務を開始する。（3課8班体制） 総 務 課 管理班、事業班 生活衛生課 公衆衛生班、食品衛生班、試験検査班 保健予防課 健康増進班、母子保健班、精神難病班
平成16年 4 月	市職員69人、愛知県派遣職員15人、計84人
平成17年 3 月	本館 1 階に総合窓口を設置

平成17年 4 月	市職員83人、愛知県派遣職員10人、計93人
平成18年 4 月	市職員97人、愛知県派遣職員 6 人、計103人
平成19年 4 月	市職員100人、愛知県派遣職員 5 人、計105人
平成20年 3 月	保健所を岡崎げんき館内に移転
平成20年 4 月	市職員115人（兼務 6 人を含む。）、愛知県派遣職員 4 人、計119人 総務課に企画班、生活衛生課に食育推進班を新設 保健予防課を健康増進課に、精神難病班を精神・難病班に名称変更 動物関連部署の一元化に伴い、動物総合センターを保健所公所として新設 検査関連部署の一元化に伴い、生活衛生課の試験検査班を環境部の総合検査センターに移管（生活衛生課兼務）
平成21年 4 月	市職員120人（兼務 6 人を含む。）、愛知県派遣職員 1 人、計121人 健康増進課に総務班を新設 総務課の管理班を総務班に名称変更
平成22年 4 月	市職員127人（兼務 6 人を含む。）、愛知県派遣職員 1 人、計128人 生活衛生課に感染症対策班を新設 生活衛生課の公衆衛生班を環境衛生班に名称変更
平成23年 4 月	市職員127人、愛知県派遣職員 1 人、計128人 生活衛生課に環境部総合検査センターから衛生検査班を移管 健康増進課の総務班を廃止、母子保健班を母子保健 1 班及び母子保健 2 班に分轄
平成24年 4 月	市職員132人、愛知県派遣職員 1 人、計133人 福祉保健部を福祉部と保健部に分轄し、保健所部署を保健部へ移管 総務課を保健総務課に名称変更
平成25年 4 月	市職員132人、愛知県派遣職員 2 人、計134人 保健部長と保健所長の兼務を解消 保健総務課を総務班、企画事業班、施設整備班に再編
平成26年 4 月	市職員134人、愛知県派遣職員 2 人、計136人
平成27年 4 月	市職員137人、愛知県派遣職員 1 人、計138人 保健総務課総務班を総務企画班に、企画事業班を医務指導班に名称変更 生活衛生課の食育推進班を健康増進課に移管し、食育栄養班に名称変更 健康増進課に地域保健担当課長を配置
平成28年 4 月	市職員139人 保健総務課に地域医療施策推進班を新設
平成29年 4 月	市職員135人 保健総務課を保健企画課に名称変更 班制度から係制度に移行
平成30年 4 月	市職員134人 保健企画課地域医療施策推進係を廃止し、所管事務業務を総務企画係及び医務指導係並びに健康増進課健康増進係へ移管
平成31年 4 月	市職員136人 健康増進課母子保健 1 係を母子支援係に、母子保健 2 係を母子事業係に名称変更 精神・難病係をこころの健康推進係及び難病ケア推進係に分割
令和 2 年 4 月	市職員135人 感染症対策係を感染症対策係及び予防接種係に分割 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、保健部外職員32人に兼務辞令を発令

令和 3 年 4 月	市職員158人 生活衛生課を再編 保健衛生課 環境衛生係、食品衛生係、衛生検査係 保健予防課 感染症対策係、予防接種係 新型コロナウイルスワクチン接種推進室を新設 健康増進課 難病ケア推進係を福祉部に移管 ※5月に感染症対策係を感染症対策1係及び感染症対策2係に分割 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、保健部外職員34人に兼務辞令を発令
令和 4 年 4 月	市職員161人
令和 5 年 4 月	市職員146人※ 保健企画課を保健政策課に名称変更し、係を新設 新型コロナワクチン接種推進室をワクチン接種推進室に名称変更 保健予防課の予防接種係をワクチン接種推進室に移管 健康増進課は係を再編 保健政策課 総務係、保健政策係、医務指導係、施設整備係 保健予防課 感染症対策1係、感染症対策2係 ワクチン接種推進室 予防接種1係、予防接種2係 健康増進課 成人保健係、母子1係、母子2係、母子3係、こころの健康推進係 ※今年度から障がい福祉課職員数を除外
令和 6 年 4 月	市職員139人 保健予防課を廃止し、感染症関係業務を保健衛生課に移管するとともに、保健衛生課を生活衛生課に名称変更 ワクチン接種推進室の予防接種1係、予防接種2係を統合 生活衛生課 環境衛生係、食品衛生係、衛生検査係、感染症対策係 ワクチン接種推進室 予防接種係